

行政委員會

選舉管理委員會
監查委員
農業委員會

選挙管理委員会

1 登録者数 (永久選挙人名簿登録者数 令和7年6月1日現在)

	男	女	合 計
選挙人名簿登録者	95,005	105,717	200,722
在外選挙人名簿登録者	39	69	108

※登録者数は選挙権年齢18歳以上（公職選挙法等の一部を改正する法律 平成28年6月19日施行）

2 最近の投票状況

選挙名	選挙期日	有権者数	投票者数	投票率	備考
県知事選挙	R 7. 1. 26	199,833	67,910	33.98	定数1人 候補者数2人
衆議院議員総選挙(小選挙区)	R 6. 10. 27	200,231	113,484	56.68	定数1人 候補者数3人
(比例代表)	R 6. 10. 27	200,231	113,463	56.67	届出政党等数9党
最高裁判所裁判官国民審査	R 6. 10. 27	200,231	113,155	56.51	審査に付された裁判官6人
市長選挙	R 5. 9. 10	201,788	78,895	39.10	定数1人 候補者数2人
市議会議員選挙	R 5. 4. 23	200,120	91,685	45.82	定数33人 候補者数39人
県議会議員選挙	R 5. 4. 9	200,382	91,883	45.85	定数9人 候補者数10人
参議院議員通常選挙(選挙区)	R 4. 7. 10	204,686	123,146	60.16	定数1人 候補者数5人
(比例代表)	R 4. 7. 10	204,686	123,112	60.15	届出政党数15党(名簿登載者178人)

3 任意制選挙公営

(1) 山形市議会議員及び山形市長選挙公報発行条例 (昭和46年3月市条例第1号)

昭和46年第7回統一地方選から、候補者の主義主張や政策を有権者に知ってもらうため、選挙公報を発行している。

(2) 山形市議会議員及び山形市長選挙ポスター掲示場設置条例 (昭和58年2月市条例第2号)

明るい選挙と街頭の美観を守るという主旨で、従来実施していた任意制選挙ポスター掲示場設置条例 (昭和50年3月18日議決、第8回統一地方選以降) を廃止し、より一層の選挙公営化を図るため、昭和58年4月の第10回統一地方選挙から、新たに選挙運動用ポスター掲示場の設置を実施する条例を制定した。

(3) 山形市議会議員及び山形市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例 (平成5年12月市条例第24号)

明るい選挙をすすめる観点から、お金のかからない選挙をめざし、候補者の負担を減らし資産の多少にかかわらず選挙運動の機会を均等に持てるように「選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成」に対し限度額内で経費を負担する他、山形市長選挙に限っては「選挙運動用ビラの作成」に対しても限度額内で経費を負担する条例を制定した。

山形市議会議員選挙においても「選挙運動用ビラの作成」に対し、限度額内で経費を負担するよう条例を改正 (平成30年3月市条例第4号) した。

4 記号式投票

記号式投票に関する条例 (昭和37年10月市条例第43号)

山形市長選挙においては、○の記号を記載して投票する記号式投票を行っている。

監 査 委 員

1 定例監査

- (1) 実施期間 令和6年4月～令和6年6月、令和6年9月～令和7年3月
- (2) 対 象 19部等45課等
総務部（秘書課、防災対策課、工事検査課）、財政部（資産マネジメント課、契約課）、
企画調整部（公共交通課）、文化スポーツ部（文化創造都市課）、
市民生活部（消費生活センター）、健康医療部（健康増進課、母子保健課）、
環境部（ごみ減量推進課）、福祉推進部（長寿支援課、障がい福祉課）、
こども未来部（保育育成課、つばさ保育園・高橋保育園）、商工観光部（ブランド戦略課、東京事務所）、
農林部（農村整備課）、まちづくり政策部（まちづくり政策課、住宅政策課）、
都市整備部（河川整備課）、消防本部（総務課、通信指令課、西消防署）、
上下水道部（業務課、水道建設課、浄化センター）、市立病院済生館（管理課）
教育委員会（社会教育青少年課、学校給食センター・南部公民館・北部公民館・小中学校（10校））、
選挙管理委員会、農業委員会

2 随時監査

- (1) 実施期間 令和6年4月～令和6年5月、令和6年10月～令和6年11月
- (2) 対 象 2部等3課
商工観光部（観光戦略課）、教育委員会（教育企画課、社会教育青少年課）

3 工事監査

- (1) 実施期間 令和6年8月～令和6年12月
- (2) 対 象 山形市東消防署蔵王温泉出張所庁舎改築建築工事

4 行政監査

- (1) 実施期間 令和6年4月～令和7年3月
- (2) テ ー マ 各種団体等の経理事務

5 財政援助団体等監査

- (1) 実施期間 令和6年9月～11月
- (2) 対 象 2団体
（株）夢の公園、（一財）山形市都市振興公社

6 決算審査

- (1) 実施期間 令和6年6月～令和6年8月
- (2) 対 象 一般会計、特別会計（9会計）、公営企業会計（3会計）

7 例月出納検査

- (1) 実施期間 毎月25日
- (2) 対 象 一般会計・特別会計、公営企業会計（4会計）

8 基金運用状況審査

- (1) 実施期間 令和6年6月～令和6年8月
- (2) 対 象 奨学基金、用品調達基金、土地開発基金

9 健全化判断比率等審査

- (1) 実施期間 令和6年7月～令和6年8月
- (2) 対 象 健全化判断比率、資金不足比率（5会計）

農 業 委 員 会

1 農業委員会構成員

(1) 農業委員 24名

農業委員会等に関する法律改正（平成28年4月1日施行）により、公職選挙法の準用による公選制が廃止となり、新制度となった平成29年7月20日から市長の任命制となった。任期は令和5年7月20日～令和8年7月19日の3年。

（令和7年4月1日現在）

農業委員総数	うち認定農業者	うち利害関係を有しない者
24名	17名	1名

(2) 農地利用最適化推進委員 24名

農業委員会等に関する法律改正（平成28年4月1日施行）により「農地利用最適化推進委員」の設置が規定された。山形市農業委員会では平成29年7月20日から新制度となり農地利用最適化推進委員を委嘱している。任期は令和5年7月20日～令和8年7月19日の3年。

（令和7年4月1日現在）

担当区域名	担当区域内の地区名	定数
1	旧市、南沼原、滝山、東沢、飯塚、樺沢	7名
2	南山形、蔵王、本沢、西山形、村木沢、大曾根	7名
3	金井、大郷、明治、出羽、千歳	5名
4	鈴川、楯山、高瀬、山寺	5名
農地利用最適化推進委員総数		24名

2 農業委員会会議（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

総会13回 運営委員会12回 農政委員会10回

3 諸証明取扱い状況（令和6年度）

証 明 の 種 別	件 数
経 営 証 明	121
耕 作 証 明	16
非 農 地 証 明	9
農 地 証 明	0
受 理 通 知 証 明	37
農 地 法 第 3 条 許 可 証 明 書	0
農 地 法 第 4 条 許 可 証 明 書	0
農 地 法 第 5 条 許 可 証 明 書	1
納 税 猶 予 適 格 者 証 明	0
買 換 証 明	0
納 税 猶 予 者 継 続 農 業 経 営 証 明	6
そ の 他 の 証 明	1
計	191

4 農地関係業務（令和6年度）

取扱状況

種 別	件 数	面 積(㎡)
農 地 移 動	118	220,911.57
転 用 許 可(調整区域)	80	73,306.05
転 用 届(市街化区域)	95	64,236.72
合 意 解 約 通 知	338	975,064.00
事 業 計 画 変 更	5	3,939.56
競 売 適 格 証 明	0	0.00
農 振 整 備 計 画 変 更	15	15,741.10
農 地 改 良 届	17	29,134.96
農 地 改 良 完 了 報 告	15	21,394.20
農 地 相 続 届	286	1,558,414.26

5 農政振興関係業務（令和6年度）

(1) 農政普及活動事業

① 提言書・意見書・要望事項の提出

期 日	件 名	提 出 先
令和6年8月19日、20日	「農業資材及び燃料油価格高騰への対策」 ほか2項目に関する要請書	農林水産大臣 県選出国會議員
令和6年10月21日	農地等利用最適化推進施策等に関する意見書	山形市長

② 情報活動

ア 農委広報やまがたの発行（発行部数8,100部 年4回発行）

イ 農家のしおりの発行

③ 地区別農政懇談会の開催（21地区 350人）

④ 農作業賃金・機械利用料金

「令和7年度農作業賃金・機械利用料金標準表」を作成し、市内農家に配付。また、市のホームページに掲載。

(2) 農業者年金業務

① 農業者年金加入状況（令和7年3月31日現在） 64人

② 裁定請求取扱状況

農業者老齢年金 10人

6 農用地利用集積事業（令和6年1月～令和6年12月）

利用権設定状況

筆数	田	畑	合計
198筆	439,014.00㎡	5,274.00㎡	444,288.00㎡

7 農地中間管理事業（令和6年度）

利用権設定状況

筆数	田	畑	合計
1,398筆	2,263,528.01㎡	247,986.44㎡	2,511,514.45㎡